

亀山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第14号

亀山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成17年亀山市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第1項中「第34条第2項」を「第34条第3項第1号」に改め、同項第1号中「平成17年亀山市規則第22号」の次に「。以下「管理職手当規則」という。」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第34条第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 条例第34条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当規則第2条第1項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる職 4,000円

(2) 同項第6号、第9号及び第10号に掲げる職 3,000円

(3) 同項第7号及び第11号に掲げる職 2,000円

2 条例第34条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員（条例第33条第1項に規定する管理職員をいう。）には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。